

道路代替地の一時使用を希望される皆様へ

世田谷区道路・交通計画部

1 代替地の一時使用について

道路事業用の代替地(普通財産)については、原則として、いつでも事業協力者の方に対して提供できるように更地で管理しているものです。そのため、あくまでも道路事業推進の支障にならない範囲で一時的に貸付を行うものです。

2 一時使用の基準について

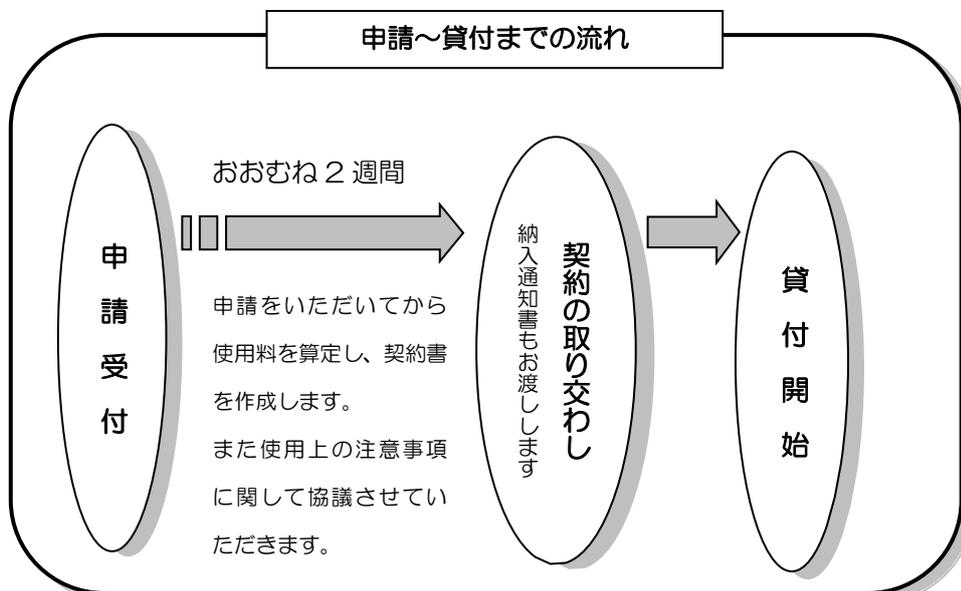
- ・ 原則として代替地内に工作物を設置することや舗装をすることは認めておりません。やむを得ず代替地内の工作物に手をくわえる場合等、代替地を工事する場合は、契約前に協議してください。また、貸付が終了した時点で自己の負担で原状回復して区に返却していただきます。
- ・ 貸付期間は原則として1年以内です。ただし、区が道路事業のため当該代替地を使用する必要性が生じた場合には、期間の途中であっても土地の全部もしくは一部を原状回復の上、速やかに返却していただきます。

3 一時使用申請書および貸付料について

- ・ 一時使用の申請は、法人の場合は代表者名でおこなってください。
(例: 代表取締役、支店長、事業部長等)
- ・ 貸付料は、区の基準により各代替地についてその都度算定します。算定には時間がかかりますので、余裕をもって申請してください。
(使用を始める日のおおむね2週間前には申請してください。)
- ・ 貸付料は、貸付の日から貸付の終了する日まで、日割計算します。
- ・ 貸付料は区の発行する納入通知書により、その指定する納付期限までに納付していただきます。
- ・ 貸付料の納入通知書は申請者宛に発行し、契約書の取り交わし時にお渡しします。

4 一時使用に際しての注意事項について

- ・ 道路代替地を一時使用する際の注意事項について、申請者と区で「確認書」を取り交わします。
- ・ 内容については、契約前に協議させていただきます。



※貸付内容によっては、入札になる場合があります。